

別紙 提出書類一覧表

番号	書類の名称	備考	法人	個人
1	競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） ◆様式：測①		○	○
2	業態調書1 ◆様式：測②		○	○
3	業態調書2 ◆様式：測③		○	○
4	登録証明書等の写し	営業に関して法律上必要な登録等についてのもの。	○	○
5	営業所一覧表 ◆様式：測④に準じるもの可		○	○
6	測量等実績調書 ◆様式：測⑤に準じるもの可	民間契約の記載可	○	○
7	技術者経歴書 ◆様式：測⑥に準じるもの可	民間契約の記載可	○	○
8	最新の測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し	測量のみ必要	△	△
9	最新の現況報告書の写し	建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタントのみ必要	△	△
10	最新の不動産の鑑定評価に関する法律第28条の規定に基づく書類（不動産鑑定業者事業実績等報告書）の写し	不動産鑑定のみ必要	△	△
11	印鑑証明書・印鑑登録証明書 ◆写し可	法人…法務局が発行 個人…住民登録のある市区町村長が発行	○	○
12	使用印鑑届 ◆様式：測⑦、原本のみ可	実印以外を入札・契約等に使用する場合のみ必要	△	△
13	委任状 ◆様式：測⑧、原本のみ可	入札・契約等に関する権限を支店等に委任する場合のみ必要	△	△
14	誓約書 ◆様式：測⑨、原本のみ可		○	○
15	商業登記履歴事項全部証明書 ◆写し可	法務局が発行	○	-
16	法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（様式その3の3） ◆写し可	税務署が発行 電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものでも可。	○	-
17	所得税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（様式その3の2） ◆写し可	税務署が発行 電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものでも可。	-	○
18	法人及び代表者の町税について、田原本町税務課が指名願用に発行する完納証明書又は非課税証明書 ◆写し可	町内に営業所を有する場合又は代表者が町に納税・納付義務を負う場合のみ必要。	△	-
19	事業主の町税について、田原本町税務課が指名願用に発行する完納証明書又は非課税証明書 ◆写し可	事業主が町に納税・納付義務を負う場合のみ必要。	-	△

注1 11、15～19の書類については、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

注2 町税には、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含むものとします。

注3 16、17が発行されない場合は、法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（様式その1）を提出してください。

※ 郵送による申請の場合は、110円切手を貼付した返信用封筒を同封してください（受領書返送用）。

競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）受領書

住 所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

様

番号	書類の名称	備考	法人	個人	町確認
1	競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） ◆様式：測①		○	○	
2	業態調書1 ◆様式：測②		○	○	
3	業態調書2 ◆様式：測③		○	○	
4	登録証明書等の写し	営業に関して法律上必要な登録等についてのもの。	○	○	
5	営業所一覧表 ◆様式：測④に準じるもの可		○	○	
6	測量等実績調書 ◆様式：測⑤に準じるもの可	民間契約の記載可	○	○	
7	技術者経歴書 ◆様式：測⑥に準じるもの可	民間契約の記載可	○	○	
8	最新の測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し	測量のみ必要	△	△	
9	最新の現況報告書の写し	建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタントのみ必要	△	△	
10	最新の不動産の鑑定評価に関する法律第28条の規定に基づく書類（不動産鑑定業者事業実績等報告書）の写し	不動産鑑定のみ必要	△	△	
11	印鑑証明書・印鑑登録証明書 ◆写し可	法人…法務局が発行 個人…住民登録のある市区町村長が発行	○	○	
12	使用印鑑届 ◆様式：測⑦、原本のみ可	実印以外を入札・契約等に使用する場合のみ必要	△	△	
13	委任状 ◆様式：測⑧、原本のみ可	入札・契約等に関する権限を支店等に委任する場合のみ必要	△	△	
14	誓約書 ◆様式：測⑨、原本のみ可		○	○	
15	商業登記履歴事項全部証明書 ◆写し可	法務局が発行	○	-	
16	法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（様式その3の3） ◆写し可	税務署が発行 電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものでも可。	○	-	
17	所得税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（様式その3の2） ◆写し可	税務署が発行 電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものでも可。	-	○	
18	法人及び代表者の町税について、田原本町税務課が指名願用に発行する完納証明書又は非課税証明書 ◆写し可	町内に営業所を有する場合又は代表者が町に納税・納付義務を負う場合のみ必要。	△	-	
19	事業主の町税について、田原本町税務課が指名願用に発行する完納証明書又は非課税証明書 ◆写し可	事業主が町に納税・納付義務を負う場合のみ必要。	-	△	

注1 11、15～19の書類については、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

注2 町税には、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含むものとします。

注3 16、17が発行されない場合は、法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（様式その1）を提出してください。

※ 申請者の住所等は、あらかじめ申請者において記入してください。

受付印及び番号

- 提出された書類を受理しました。
- 上記の書類に不備・不足等がありますので、再提出してください。
再提出の際は、この受領書を再提出してください。（郵送の場合は返信用封筒必要）
再提出の期限は、令和8年 月 日です。

競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和8・9年度において、田原本町が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する資格の審査を申請します。

また、この申請書及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

田原本町長 殿

〒 -			
本店住所			
ふりがな			
商号又は名称			
ふりがな	役職名		氏名
代表者職氏名			
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		
インボイス	<input type="checkbox"/> 登録している	<input type="checkbox"/> 登録していない	登録番号

※支店等の代理人（委任先）を選任する場合のみ、下記も記入してください。

〒 -			
委任先住所			
ふりがな			
委任先名称			
ふりがな	役職名		氏名
代表者職氏名			
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		

業態調書 1

1. 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	号	年 月 日
地質調査業者	号	年 月 日
土地家屋調査士	号	年 月 日
	号	年 月 日

登録事業名	登録番号	登録年月日
建築土事務所	号	年 月 日
補償コンサルタント	号	年 月 日
司法書士	号	年 月 日
	号	年 月 日

登録事業名	登録番号	登録年月日
建設コンサルタント	号	年 月 日
不動産鑑定業者	号	年 月 日
計量証明事業者	号	年 月 日
	号	年 月 日

2. 有資格者数（人）

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算士 (建築積算資格者)	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士

不動産 鑑定士	不動産 鑑定士補	第一種電気 主任技術者	伝送交換 主任技術者	線路 主任技術者	A P E C エンジニア	R C C M	地質調査技士	補償業務 管理士	公共用地 経験者	土地家屋 調査士	司法書士

技術士

総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	総合技術監理部門 (地質調査)	地質調査

3. 常勤職員数（人）

技術職員	事務職員	その他の職員	合計	役職員等

注 「役職員等」の数は、「合計」の数の内数としてください。

業態調書 2

登録部門及び希望業務の確認

登録部門 及び 希望 業務	測量		建築関係建設コンサルタント業務												土木関係建設コンサルタント業務												補償関係コンサルタント業務																											
	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	工事監理(建築)	工事監理(電気)	工事監理(機械)	調査	耐震診断	地区計画及び地域計画	河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	下水道	上水道及び工業用水	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	交通量調査	環境調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算関係	計算業務	資料等整理	施工管理	地質調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	総合補償
登録等	※1	※2																																			※5	※6	※7															
希望																																																						

※1 「測量」における「測量一般」「地図の調整」「航空測量」については、測量法第55条の5の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。

また、委任先がある場合、委任先が測量士を配置されている営業所でなければ希望することはできません。

※2 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」については、建築士法第23条の3の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が建築士事務所登録を受けていなければ希望することはできません。

※3 「建築関係建設コンサルタント業務」における「工事監理(建築)」「工事監理(電気)」「工事監理(機械)」については、自社の設計した事案以外の工事監理業務について希望する場合に記載してください。

※4 「土木関係建設コンサルタント業務」における「建設コンサルタント」については、建設コンサルタント登録規程第5条の規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。

※5 「地質調査」については、地質調査業者登録規程第5条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。

※6 「補償関係コンサルタント業務」における「補償関係コンサルタント」については、補償コンサルタント登録規程第5条の規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。

※7 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」については、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が不動産鑑定士を配置されている事務所でなければ希望することはできません。

營業所一覽表

注1 この表は、申請日現在で作成してください。

注2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店及び支店等の営業所の名称を記載してください。

注3 支店等の従たる営業所がない場合は、本店のみを記載してください。

測量等実績調書

業種区分 :

注1 業種区分ごとに作成してください。

注2 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載してください。

注3 「請負代金額」には、消費税及び地方消費税の額を含むものとします。

注4 直近2年間分を目安に主な実績を記載してください。（民間契約の記載可。）

技 術 者 経 歴 書

業 種 区 分 :

氏 名	経験年数	法令による免許等			実 務 経 歴
		名 称	番号等	取得年月日	

注1 業種区分ごとに作成してください。

注2 「実務経歴」には、過去に技術者等として従事した主な業務を記載してください。（民間契約の記載可。）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

田原本町長 殿

住 所

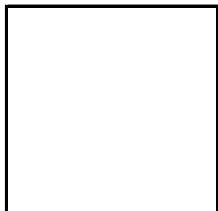
商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

実印

田原本町との入札及び契約その他これらに関する一切の行為（復代理人の選任を含む。）について
次の印章を使用します。

使 用 印 鑑



注1 代理人（受任者）を選任する場合には、受任者の印と同一の印章を届け出でください。

注2 田原本町との入札及び契約その他これらに関する一切の行為（復代理人の選任を含む。）について、実印を使用する場合は、使用印鑑届を提出する必要はありません。

委 任 状

年 月 日

田原本町長 殿

(委任者) 住 所

商 号 又 は 名 称

代表者職氏名

実印

田原本町との入札及び契約その他これらに関する一切の行為（復代理人の選任を含む。）について
次の者を代理人に選任し、その権限を委任します。

(受任者) 住 所

商 号 又 は 名 称

代表者職氏名

印

委任期間 令和8年 4月 1日 から

令和10年 3月 31日 まで

注1 委任事項を制限することはできません。

注2 代理人（受任者）を選任する場合のみ、委任状を提出してください。

誓 約 書

年 月 日

田原本町長 殿

(委任者) 住 所

商 号 又 は 名 称

代表者職氏名

実印

競争入札参加資格審査申請にあたって、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したときは、いかなる不利益を被ることとなつても、異議等を一切申し立てません。田原本町が下記の該当性調査等を行うことに同意します。

記

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者
2. 田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第8条第1項に規定する暴力団員若しくは暴力団関係事業者に該当する者
3. 国税及び社会保険料について滞納がある者
4. 町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。）について滞納がある者
5. 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者

※上記1から4の規定については、資格の有効期間中、継続して該当してはならない。

※上記5の規定については、資格の有効期間中に該当することとなった場合、競争入札参加資格の取り下げを申し出なければならない。